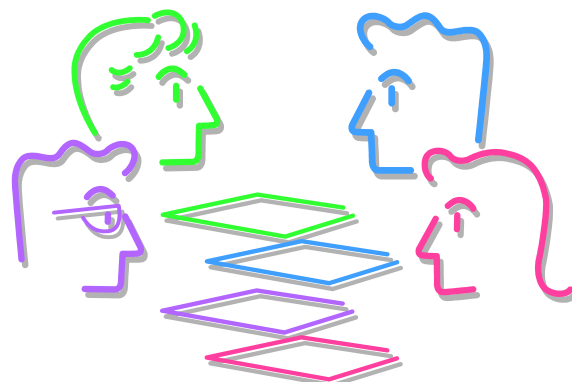


## 新庁舎基本設計策定に向けた会議について

基本設計では、行政機能だけでなく、市民ホールや市民広場を設置して、「市民自治の拠点となる市民に親しまれ市民に開かれた庁舎」となるよう検討を行ってまいります。

市民ホール、市民広場のあり方など、市民の皆さんの意見をお聞きするため、新庁舎基本設計策定に向けた会議を設置し、会議の委員を募集します。

- 応募資格・募集人数 平成22年12月1日現在市内在住又は在勤の人 3人
- 任期 基本設計策定まで
  - ※会議は月2回程度開催予定
  - ※応募多数の場合は選考とします。
- 謝礼 会議1回につき2,000円
- 応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、「市民に親しまれる庁舎について」をテーマとする論文(800字程度)を添えて、政策推進課へ12月24日までに直接お申し込みください
  - ※広報きたもと12月号掲載記事



## 庁舎建設検討専門部会開催！！

新庁舎の窓口のあり方や現庁舎の問題点の改善方法等の検討を行う、職員で構成された専門部会を開催いたしました。

今回は、基本設計者特定の間緯や現庁舎の問題点の説明が中心でしたが、今後、具体的に検討を行い、市民のみなさんが利用する窓口のあり方などは、上記、検討会議で意見をお聞きして、基本設計を進めてまいります。

## 基本設計進捗状況

現在は、基本設計を行うための条件整理を行っております。今後は、基本計画の検討として、新庁舎の配置の考え方や執務スペースの考え方などの条件整理を行いまして、問題点の抽出や解決策の検討を行ってまいります。



# 北本市庁舎建設に向けた住民満足度向上のための 実態調査業務 報告書について No. 1

「北本市庁舎建設に向けた住民満足度向上のための実態調査業務」は、平成 22 年度に緊急雇用創出基金事業として実施しました。

委託内容としては、現庁舎の実態を調査して、分析を行うことにより問題点を抽出して、新庁舎に必要なスペースを算定しておりますので、基本設計を策定していく上で参考となる資料となりますので、何回かに分けて調査結果をご紹介します。

## 1. 調査・分析方法

### ○調査方法について

調査方法は、大きく分けると 2 種類の方法で行っています。

#### (1) 現状レイアウト調査

現庁舎のスペース利用状況、什器・機器等のレイアウト、文書量の把握、執務室環境全般の状況について、調査をおこないました。

#### (2) アンケート調査

アンケートの方法は、3 種類の方法で行っています。

##### ア. 全職員を対象とした記述式アンケート

「業務特性調査」：職員の平均的な 1 日の作業における作業場所、自席での作業内容の調査

「満足度調査」：現状オフィスの総合的な評価、オフィス環境に対する重要度と満足度評価についての調査

##### イ. 各部門（各課）を対象とした記述式アンケート

「ミーティング頻度調査」：標準的な 1 ヶ月に開催されるミーティングのスペース種別、参加人数別の開催頻度についての調査

「面接・相談頻度調査」：標準的な 1 ヶ月に開催される市民との面接・相談のスペース種別、参加人数別の開催頻度についての調査



「必要スペース調査」：各課の要望スペース・機能・面積についての調査

「窓口必要数調査」：申請書ごとの月間処理件数と処理時間についての調査

「部門間近接調査」：業務上、他のどの部門と近接した方がよいかについての調査

##### ウ. 来庁者を対象とした記述式アンケート

「来庁者調査」：庁舎各入口で、調査票を配布して来庁時刻、どの窓口を訪れたかを調査

## 現状レイアウト調査結果

一人当たりの一般ワークスペース面積

ここでの一人当たり面積は、一般ワークスペース面積を入居人員で割った数です。

### ① 部門別一人当たりの面積

全庁舎（第1～第4庁舎）の一人当たりの面積の平均値は5.17㎡となっています。一人当たりの面積が最小な部門は2.79㎡、最大の部門が9.92㎡で、かなりの差があります。

なお、一人当たりの面積が4㎡以下の部門が4つあり（保健福祉部福祉課3.85㎡、保健福祉部こども課2.79㎡、保健福祉部高齢介護課3.25㎡、保健福祉部健康づくり課2.97㎡）、これらは天井高2.7mとすると、気積が10㎡以下またはそれに近い状態であり、「事務所衛生基準規則」にある最低基準値（一人当たりの気積が10㎡以上必要）からすると、かなり厳しい環境となっています。

### ② 施設別一人当たりの面積

施設別に見ると一人当たりの面積が最小な施設は、第2庁舎の4.03㎡、同最大な施設は、第3庁舎の7.95㎡となっており、庁舎によりかなりの差があります。



窓口のある課を1階に配置する必要がありますが、庁舎が分散されてしまっていることや1階の床面積が不足していることから、部門別一人当たりの面積に差ができてしまい、施設（庁舎）によっても差ができてしまっています。



第2庁舎の様子

部門別、施設別ともに一人当たりの面積が最小となっており、執務スペースをなるべく少なくして通路を確保していますが、相談カウンターも必要となりますので、非常に利用しにくい庁舎となっています。

お問合せ

総合政策部 政策推進課 政策推進担当 電話：594-5503（直通）